1 はじめに

(1)検討の経緯

平成25年2月8日(金)、グループホーム「ベルハウス 東山手」で火災が発生し5名の方々がお亡くなりになった。当該事業所については、介護保険法に基づく指定・指定更新時の防火等設備の審査について書面審査のみ行っており、提出書類や建築部・消防局との情報共有が不十分であったこと、建築基準法や消防法に基づく設備の不適合があり、是正指導を行っていたが指導が不十分であったこと等、問題点が明らかになった。

グループホームは、認知症高齢者の急激な増加に伴い、民家を改修するなど家庭的な雰囲気で少人数で共同生活を送ることにより、認知症の症状を緩和させ、日常生活を送ることができるよう支援する介護サービスで、運営面に重きをおいた整備促進が図られた。建物の構造や防災設備については、利用者の生命に関わる重要な部分であるにもかかわらず、設備基準について曖昧な表現となっている。そのような状況の中で、建物の構造等への福祉側の認識が甘く、構造違反等の確認について見落としがあった。事業所側についても、家庭的な雰囲気での介護ということに重きが置かれ、建物の構造・設備面での利用者の安全性の確保への配慮が十分でなかった。行政も事業所も、自分のところでは火事が起こらないという過信があったのではないか。過去のグループホーム火災の教訓が結果的には生かされていなかった。

このようなことが二度と発生しないよう、グループホーム等利用者の安全性の確保及び事業所の防災・安全面の適正化を図るため、事業所の指定・指定更新における関係部局との情報共有、各部局による事業所への実地指導や定期検査における連携等、再発防止策を検討する。

(2) 検討事項

- ア グループホーム等(今回の検討の対象をグループホーム【69 施設】、小 規模多機能型居宅介護事業所【20 施設】とする。)に係る情報の共有及び協力体制の構築に関すること。
- イ 関係法令に違反するグループホーム等に対する指導、監督及び処分の 方針に関すること。
- ウグループホーム等の適正な管理に係る方策に関すること。
- エ その他グループホーム等の防災・安全対策に関し必要な事項に関すること。

(3) 検討体制

上記の事項を検討するため、市民局福祉部、建設局建築部、消防局の 3 部局によるプロジェクトチーム (「グループホーム等の防災・安全対策検討 プロジェクトチーム」) を設置し検討を行った。

【プロジェクトチームの構成】

区分	職名		
総括者	市民局福祉部次長兼高齢者すこやか支援課長		
副総括者	市民局福祉部福祉総務課長		
委員	市民局福祉部福祉総務課指導監査係長		
	建設局建築部建築指導課審査1係長		
	建設局建築部建築指導課審査 2 係長		
	消防局予防課予防審査係長		
	南消防署警防1課主査		

(4) 検討経過

回次	開催日	検討内容等
第1回	平成 25 年 3 月 1 日 (金)	現状把握、課題整理等
第2回	平成 25 年 3 月 4 日 (月)	課題についての対応方針等
第3回	平成 25 年 3 月 7 日 (木)	課題についての対応方針等
第 4 回	平成 25 年 3 月 15 日(金)	長崎市認知症グループホーム協 議会との意見交換
第5回	平成 25 年 3 月 19 日(火)	既存施設の現地視察
第6回	平成 25 年 3 月 22 日(金)	今後の対応策の検討
第7回	平成 25 年 3 月 24 日(日)	報告書の取りまとめ

2 火災の概要

- (1) 発生日時等
 - 発 生 平成 25 年 2 月 8 日 (金) 19 時 40 分頃
 - 覚 知 平成 25 年 2 月 8 日 (金) 19 時 43 分 (119 にて受報)
 - 鎮 圧 平成 25 年 2 月 8 日 (金) 21 時 09 分
 - 鎮 火 平成 25 年 2 月 8 日 (金) 21 時 49 分
- (2)場所

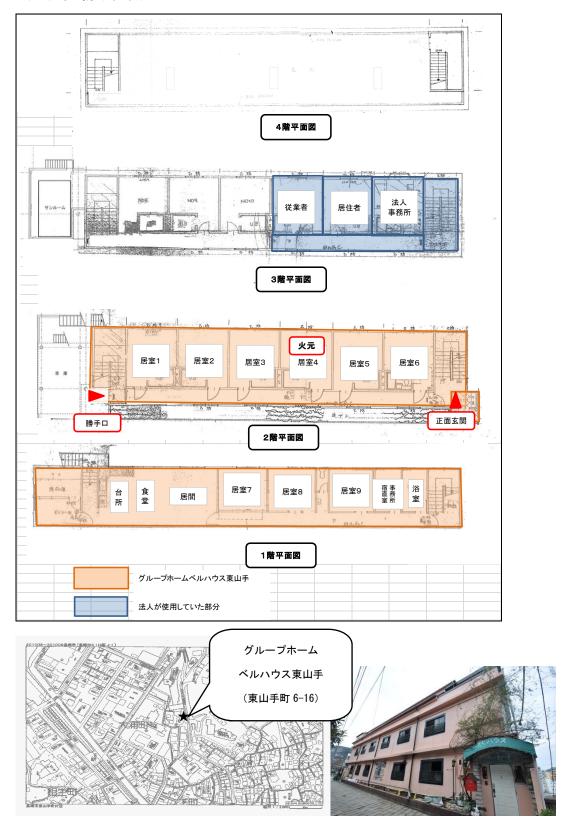
グループホーム「ベルハウス東山手」(長崎市東山手町6番16号)

- (3)建物概要
 - ア 構 造 鉄骨造一部木造(4階部分が木造)
 - イ 階 数 地上4階建て
 - ウ 延べ面積 581.85 m⁽グループホーム部分 259.64 m⁽⁾ ※1 階:129.36 m⁽⁾ 2 階:164.55 m⁽⁾ 3 階:157.78 m⁽⁾ 4 階:130.16 m⁽⁾
 - 工 建築年月日 昭和 40年 11月 18日新築
 - 才 所有者 藤田清子
 - カ 管理者 (グループホーム運営会社) 株式会社アイ・エル・エス 代表取締役 桝屋 幸子
- (4)火災原因

TDK製加湿器からの出火と思われる

- (5)被害状況
 - ア 建物被害 1棟部分焼(51.5 ㎡焼損)
 - イ 人的被害 死 者 5 人 (女性 5 人)負傷者 7 人 (男性 2 人、女性 5 人)
 - · 重 症 1人(男性1人)
 - ・中等症 4人(女性4人:うち1人はグループホーム職員)
 - 軽症 2人(男性1人、女性1人)
- (6) 出動車両
 - ア 消防署隊 消防車 19台、救急車 7台 (82人)
 - イ 消防団隊 消防車 6台 (88人)

(7)建物平面図



3 グループホームベルハウス東山手の概要

(1)火災発生までの経緯

日 付	
昭和 40 年 11 月 18 日	旅館として新築 (登記簿より)
昭和 63 年 1 月	無確認増築(4 階木造住宅部分)
平成7年8月	無確認増築(1階倉庫(改築)、2階車庫等)
平成 15 年 8 月 1 日	長崎県がグループホーム (痴呆対応型共同生活介護) として指定
平成 18 年 4 月 1 日	介護保険法改正により長崎市に指定権限が移譲
平成 18 年 8 月 3 日	長崎市の実地検査
平成 21 年 8 月 1 日	長崎市がグループホーム(認知症対応型共同生活介護)と して指定更新
平成 22 年 4 月 6 日	札幌市のグループホーム火災を受け、長崎市が緊急点検を 実施し、是正内容を指摘
平成 22 年 9 月 6 日	違反事項の是正を長崎市がグループホーム防火管理者に 指導
平成22年10月12日	「グループホームにおける建築基準関係法令の遵守につ いて」通知を送付
平成 24 年 8 月 29 日	長崎市が実地指導を行い、スプリンクラーの設置について ロ頭による指導
平成 25 年 2 月 8 日	火災発生

(2)消防法上の状況

- ア 用 途 複合用途 (消防法施行令別表第1(16)項イ)
- (ア) 認知症高齢者グループホーム (消防法施行令別表第1(6)項ロ)
- (イ) 事務所(消防法施行令別表第1(15)項)
- (ウ) 共同住宅(消防法施行令別表第1(5)項ロ)

イ 主な消防用設備等の設置基準及び設置状況

消防用設備等の種別及び設置基準			ベルハウス東山手	
			設置義務	設置状況
				等
消火器	(令第10条)	面積に関係なく全て	有	0
屋内消火栓設備	(令第 11 条)	延べ面積 700 ㎡以上	無	_
スプリンクラー設備		延べ面積 275 ㎡以上	無	_
	(令第12条)			
自動火災報知設備	(令第 21 条)	面積に関係なく全て	有	0
消防機関へ通報す 設備	「る火災報知 (令第23条)	面積に関係なく全て	有	0
誘導灯	(令第 26 条)	面積に関係なく全て	有	Δ

ウ 防火管理等

			ベルハウス東山手	
防火管理等の種別及び基準			状況等	
防火管理者の選任(法第8条)	収容人員 10 人以上	有	H18.3.1 選任	
消防計画の作成・届出 (法第8条)	収容人員 10 人以上	有	H20.6.24 届出	
消防訓練(消火・避難訓練)の 実施 (法第8条)	収容人員 10 人以上 (年2回以上実施)	有	*	
防炎物品の使用義務 (カーテン、じゅうたん等) (法第8条の3)	面積に関係なく全て	有	Δ	

[※]平成19年12月3日に実施以降、実施した旨の報告はなし。

(3) 建築基準法上の状況

ア 建築確認・検査の状況

昭和 40 年 2 月 15 日	確認済証交付(新築、RC 造 1 階、用途: 倉庫)
昭和 40 年 11 月 15 日昭和 41 年 4 月 8 日	確認申請受付(新築、鉄骨造3階、用途:倉庫及びホテル) 上記の確認申請取下届受理
昭和 41 年 4 月 15 日	確認済証交付(新築、鉄骨造3階、用途:倉庫及び貸間)
昭和 41 年 6 月 29 日	確認済証交付(用途変更、鉄骨造3階、用途:旅館)
昭和 55 年 8 月 25 日	確認済証交付(用途変更、鉄骨造3階、用途:下宿)

イ 火災前の違反指導の経過

昭和 63 年 1 月	無確認増築(4 階木造住宅部分)
平成7年8月	無確認増築(1 階倉庫(改築)、2 階車庫等)
平成 22 年 4 月 6 日	緊急点検を実施し、是正内容を指摘。 (1,2階グループホーム部と階段室のみ対象、階段室の防 火区画の不備、非常用進入口の不備)
平成 22 年 9 月 6 日	違反事項(階段の防火区画の不備)についてグループホーム防火管理者に是正指導。対応後に違反建築物是正完了報告書提出を指示。非常用進入口の適合を確認。

ウ 平成22年の緊急点検について

平成22年3月の北海道札幌市のグループホーム火災を受けて、平成22年4月に全国一斉に緊急点検を実施した。

これは、国からの要請で緊急に行った点検であり、報告までの期間が短いといった事情から、福祉部局からグループホーム一覧の提供を受け、建築計画概要書と突き合わせ、手続き違反の有無について優先的に点検し、また、実態違反については、防火・避難に係る規定を重点的に点検した。

緊急点検の結果、69 施設のうち建築基準法違反が10 施設あった。その後10 施設については、是正指導を行い、是正済みが7施設、一部是正済みが1施設、未是正が2施設であった。東山手のグループホームを含む未是正の2施設について、指導の徹底が不十分であった。

エ 現地調査により確認された違反事項及び指導状況について

エー 現地側直により確認された産及事項及び指導状況について				
違反事項				
手続違反	確認申請	・2 階車庫、3 階サンルーム及び 4 階部分が無		
	(第6条第1項)	確認		
	完了検査	・新築時の完了未受検		
	(第7条第1項)	- 利采時の元] 不受快		
実能	①耐火建築物			
実態違反	(法第 27 条第 1 項)	・4 階木造部分、3 階サンルーム、2 階車庫、		
反	(法第 62 条第 1 項)	1 階鉄骨造部分が不適合		
	②防火区画	・階段室とその他の部分の防火区画が不適合。		
	(令第 112 条第 9 項)	(1 階倉庫及び 4 階階段室間仕切り)		
	(令第 112 条第 13 項)	・共同住宅とその他の区画が不適合		
	(令第 112 条第 14 項)	・防火戸の構造基準に不適合(各階)		
	③排煙設備	业师灾 <u>将其类に</u> 了连入(1 账库工 日宁)		
	(令第126条の2及び3)	・排煙窓が基準に不適合(1 階廊下、居室)		
	④非常用照明			
	(令第 126 条の 4)	・食堂に非常用照明未設置(1 階)		
	⑤外壁の開口部の防火戸	・網入りガラスとなっていないので、不適合		
	(法第 64 条)	(居室)		
	⑥特殊建築物等の内装	・仕上げ(壁・天井)が基準に不適合(居室、		
	(法第35条の2)	階段)		
	⑦建築物の界壁、間仕切壁(令	・界壁、間仕切壁が基準に不適合(1,2,3階)		
	第 114 条第 1 項及び第 2 項)	「か至、明正切至が奉件にか廻口(1, 2, 3 階)		

【指導状況】: 平成 25 年 3 月 25 日現在、所有者に対し、違反事項の是正について文書による指導を行っており、是正計画書の提出を求めている状況である。また、グループホームの管理者からは、建物を使用しない旨の文書が提出されている。